

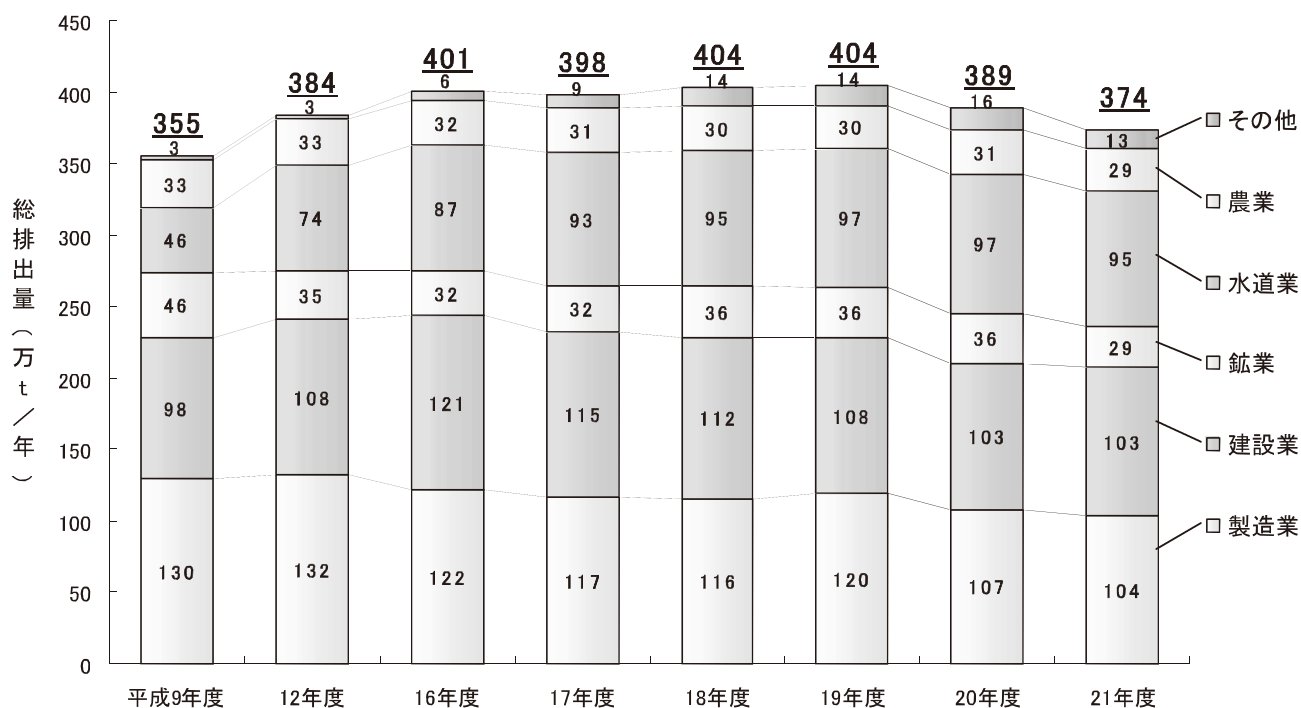
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成21年度における産業廃棄物の総排出量は374万tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、製造業が104万tで最も多く、次いで建設業が103万t、水道業（下水道業を含む）が95万tとなっています。

図－21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

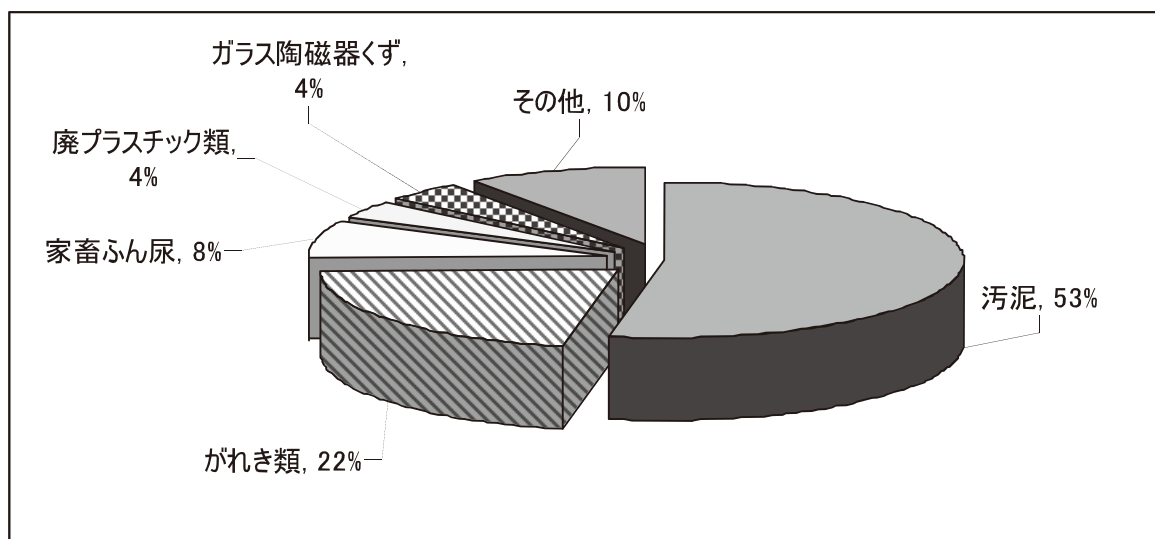
平成 21 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,977 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 808 千 t となっています。

表－ 1 8 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 21 年度） (千t/年)

	合計	構成比	前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	(千t)								
燃え殻	4	0%	4	0	0	0	4	0	0
汚泥	1,977 (499)	53%	2,081	0	291	27	698	946	16
廃油	59	2%	59	0	0	1	44	0	14
廃酸	25	1%	26	0	0	0	24	0	1
廃アルカリ	78	2%	99	0	0	0	76	0	1
廃プラスチック類	133	4%	146	0	0	25	62	0	46
紙くず	4	0%	6	0	0	4	0	0	0
木くず	87	2%	84	0	0	87	0	0	0
繊維くず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	11	0%	15	0	0	0	11	0	0
ゴムくず	0	0%	1	0	0	0	0	0	0
金属くず	40	1%	43	0	0	9	10	0	21
ガラス陶磁器くず	163	4%	131	0	0	0	64	81	17
鉱さい	36	1%	48	0	3	0	29	0	3
がれき類	808	22%	777	0	0	808	0	0	0
ばいじん	1	0%	1	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	294	8%	310	294	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	13	0%	59	0	0	6	1	0	6
合計	3,735 (2,256)	100%	3,891	294	294	967	1,024	1,027	125

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図－ 2 2 ごみの種類別排出量の内訳（平成 21 年度）



2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,735 千 t のうち、97.1% に当たる 3,628 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,920 千 t (51.4%) が減量されています。また、総排出量の 46.0% に当たる 1,719 千 t が再生利用され、2.9% に当たる 96 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿等において高くなっています。

図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況（平成21年度）

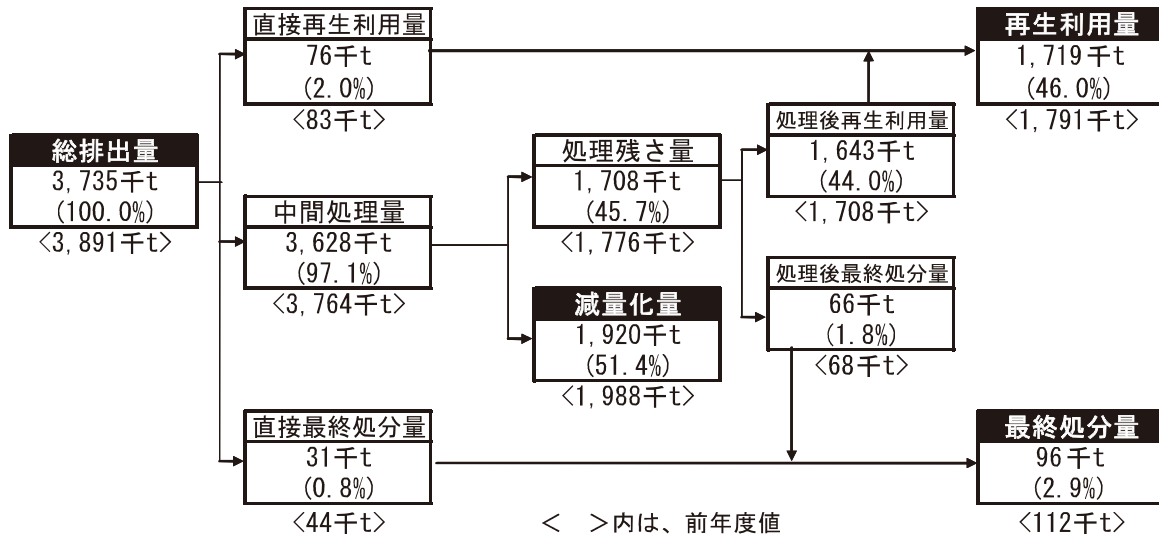
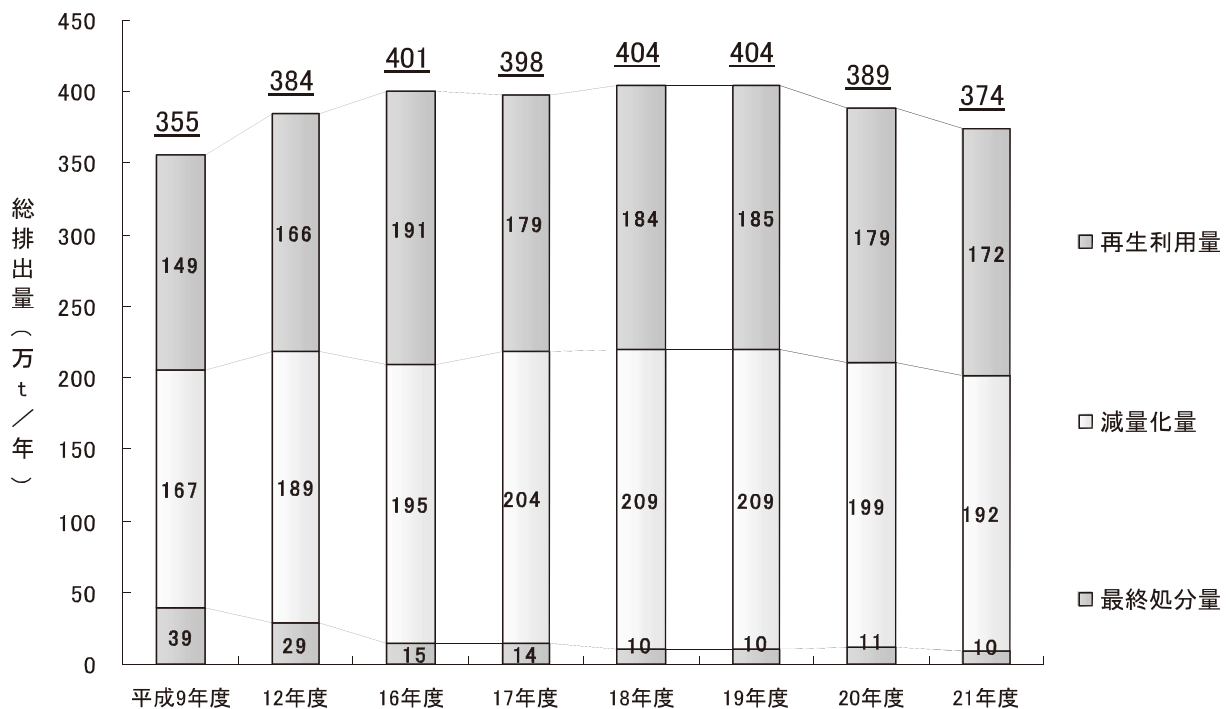
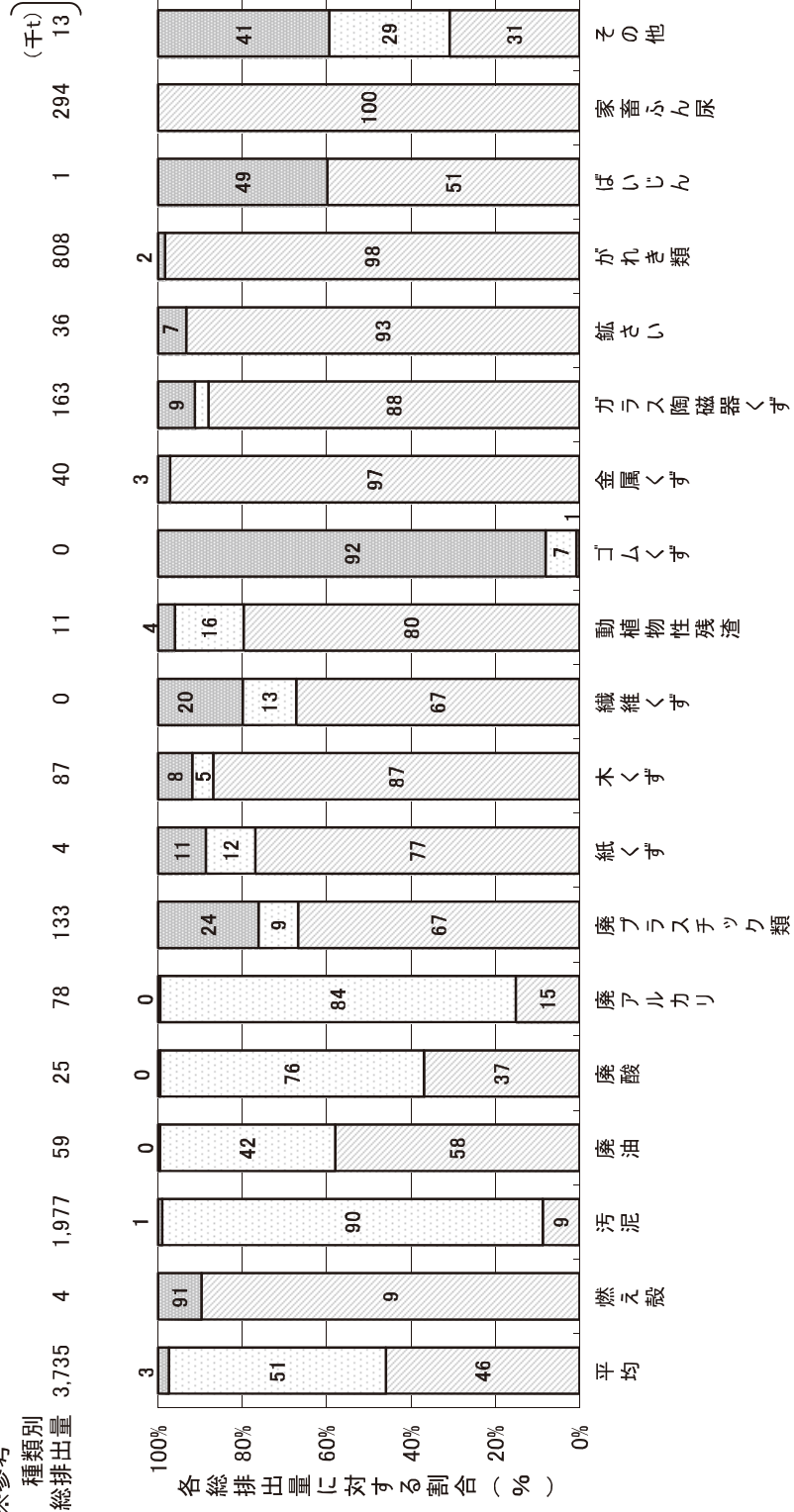


図-24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(平成21年度)

※参考
種類別
総排出量



●リサイクル製品認定制度

資源循環型社会づくりを進めるために、ごみの発生抑制や再利用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。



●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取り組みを進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に、滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の 4 つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを、本税収を用いて実施しています。

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワーク内で「情報共有」をし、事務処理の効率化が出来る仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを推進しており、平成 21 年度においての、県内の電子マニフェスト利用率は 20.7%となっています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 21 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 1,657,491t となりました（県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません）。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 21 年度における県内の中間処理施設による処理量は、1,749,547t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,723,873t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,051,258t、汚泥が 246,085t であり、これらで全体の 74%を占めています。

表－19 中間処理施設での処理量(平成 21 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		155,854	64,557	25,674	0	246,085
	脱水	143,987	0	25,674	0	169,661
	乾燥	10,794	0	0	0	10,794
	焼却	397	24,447	0	0	24,844
	その他	676	40,110	0	0	40,786
がれき類		45,337	1,005,921	0	0	1,051,258
廃油		440	94,089	0	0	94,529
	油水分離	1	41,663	0	0	41,665
	焼却	435	44,071	0	0	44,505
	その他	4	8,355	0	0	8,359
廃酸・廃アルカリ		3,123	32,564	0	0	35,687
廃プラスチック類		6,105	92,949	0	0	99,054
	焼却	1,525	3,302	0	0	4,826
	破碎	4,408	59,552	0	0	63,960
	その他	172	30,095	0	0	30,267
木くず		788	105,119	0	0	105,906
紙くず		23	8,021	0	0	8,044
その他の廃棄物		2,080	106,904	0	0	108,984
合計		213,750	1,510,123	25,674	0	1,749,547

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 21 年度における県内の最終処分場による処理量は、16,224t でした。

表－20 最終処分場での処理量(平成 21 年度)

(t/年)

設置主体 施設の種類の	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	8	2,954	196	0	3,157
管理型	0	0	195	12,871	13,067
合計	8	2,954	391	12,871	16,224

松浦 大星さん（東近江市立聖徳中学校 1 年）の作品



奥村 魁人さん（滋賀大学教育学部附属中学校 2 年）の作品

(4) 許可登録状況

平成 21 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,782 業者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,676 業者と、全体の 96%となっています。

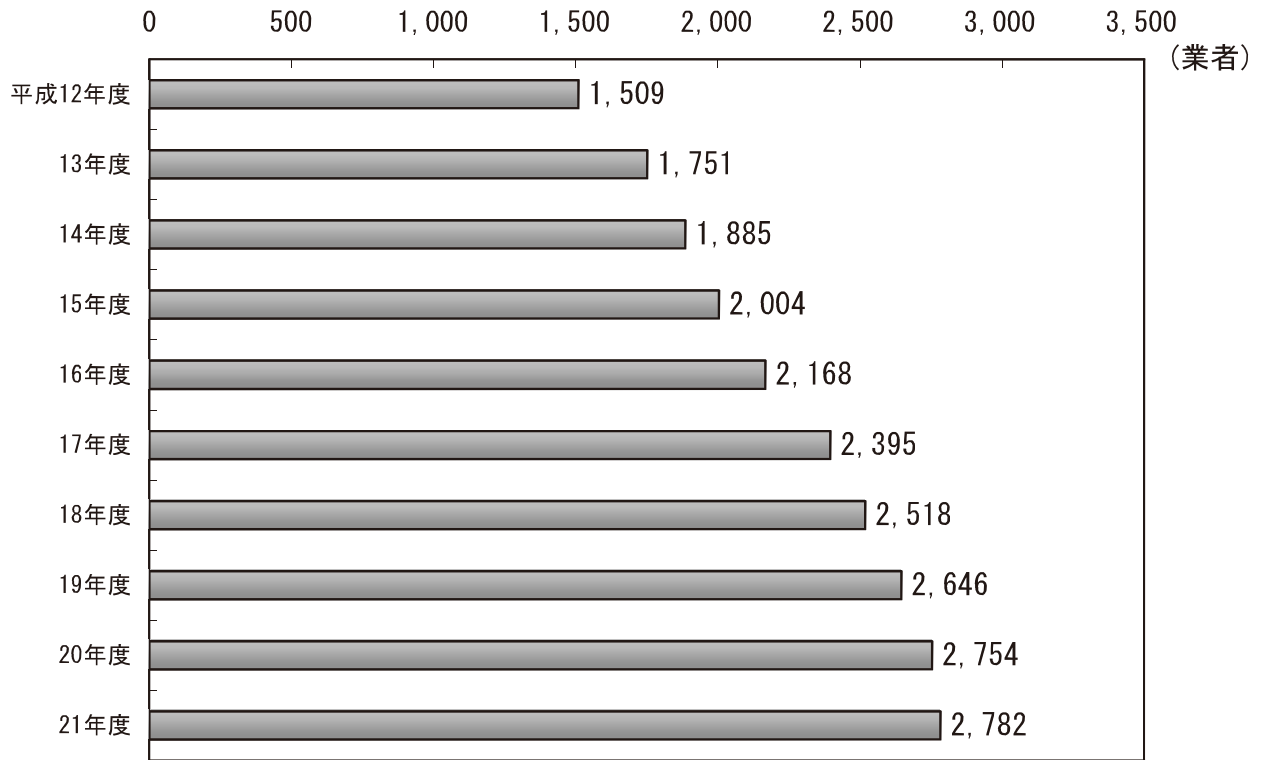
表－２１ 産業廃棄物処理業 許可業者数（平成 21 年度末現在）

許可形態	県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体		2,782	959	1,823
収集運搬のみ		2,676	868	1,808
中間処理のみ		15	12	3
最終処分のみ		1	1	0
収集運搬＋中間処理		84	72	12
収集運搬＋最終処分		0	0	0
中間処理＋最終処分		0	0	0
収集運搬＋中間処理＋最終処分		6	6	0

表－２２ 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（平成 21 年度）

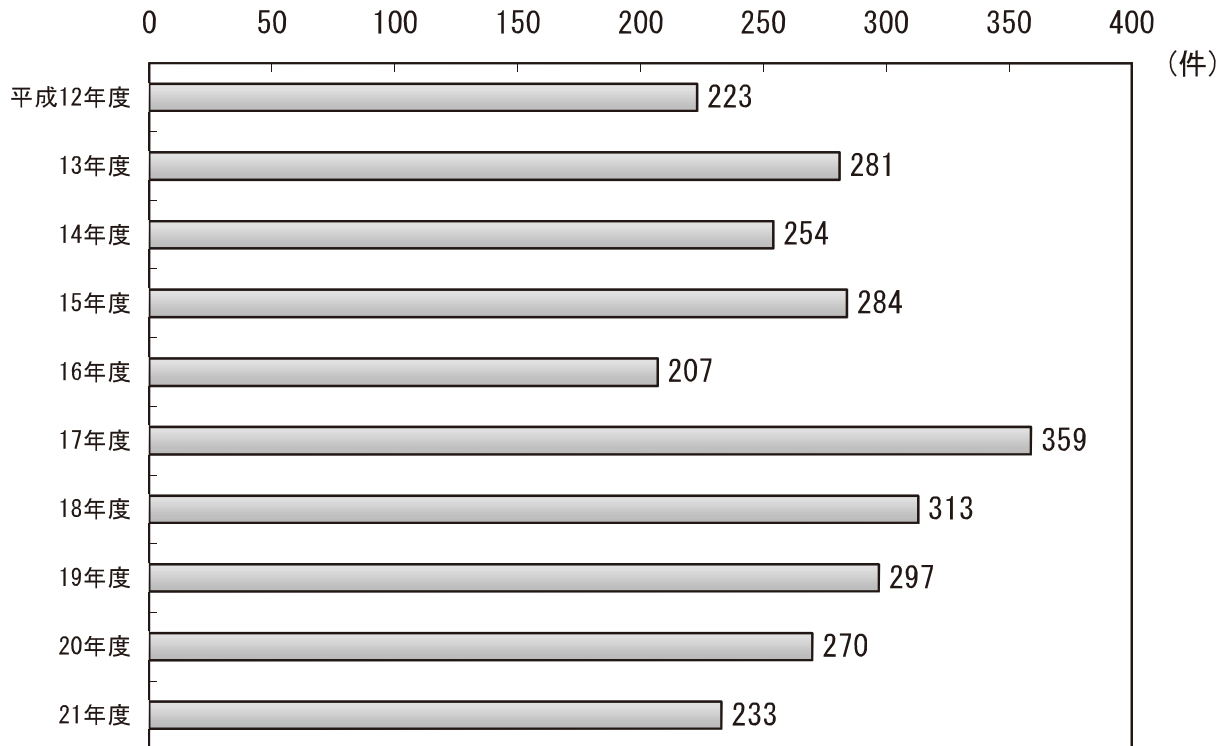
許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	233	6	0	0
更新許可	334	9	0	0
業廃止等	42	4	0	0

図－２６ 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）での数は含んでいません。

図－２７ 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）での数は含んでいません。

4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 21 年度末における産業廃棄物処理施設は 191 施設で、このうち中間処理施設が 167 施設、最終処分場が 24 施設となっています。

表－23 焼却処理施設の設置状況(平成 21 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	7	126.4 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	4	137.0 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	10	64.9 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	16	190.0 (t/日)
計	37	-

表－24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 21 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	37	1,819 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	4	678 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	28	2,257 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	57	25,231 (t/日)
計	130	-